

立正大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針

令和4年2月28日
最高管理責任者決定
令和5年11月29日
一部改正

趣旨

この基本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正)に基づき、立正大学(以下「本学」という)における公的研究費の不正防止に関して必要な方針を定める。

1. 責任体系の明確化

本学が公的研究費を適正に運営・管理を行うため責任体系を明確化する。責任者は不正防止対策を積極的に推進し、学内外に責任を持つ。そのための役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を学内外に周知・公表をする。

各責任者の役割は以下の通りとする。

最高管理責任者

- ア 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
- イ 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する役員会・理事会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。
- ウ 最高管理責任者が自ら部局等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る

統括管理責任者

統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

コンプライアンス推進責任者

- ア 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- イ 不正防止を図るため、部局等内の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- ウ 自己の管理監督又は指導する部局等において、定期的に啓発活動を実施する。
- エ 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

2.適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正に対して十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、十分な抑止機能を備えた環境・体制を構築し、不正を誘発する要因を除去する。

3.不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止する。不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施する。

4.公的研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作り管理し、業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題を捉える。

5.情報発信・共有化の推進

公的研究費の不正への取組に関する本学の方針等を外部に公表する。また、公的研究費の使用に関するルール等について機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。

6.モニタリングの在り方

不正発生の可能性を最小にすることを目指し、全学的な視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。また、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図るため、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施する。